

令和6年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金交付等要綱

制定 令和6年6月7日付け 産振第190号

(趣旨)

第1 国内外で需要が拡大している枝物について、県内での生産拡大を進めるため、規模拡大の意向のある枝物生産者及び新たに枝物の生産を希望する者を対象に、荒廃農地等の再生による枝物生産農地の確保の取組を支援する。また、生産農地の拡大に伴って増加する労力の削減に向けた機械類の導入を支援し、生産体制強化を図る。

(通則)

第2 令和6年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる事業に要する経費を交付するものとする。

- 1 荒廃農地等再生支援事業
別記1に定める事業に要する経費
- 2 生産体制強化支援事業
別記2に定める事業に要する経費

(定義)

第4 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 枝物 切り花に分類されるもののうち切り枝に分類される品目をいう。（花桃、千両、若松、柳類等）
- 2 事業実施主体 原則、枝物の規模拡大の意向のある農業者及び農業者団体、又は新たに枝物の生産を希望する者等をいう。
- 3 再生作業 賃借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う伐根、障害物除去、深耕、整地及び土壌改良をいう。
また、既存の枝物生産圃場のうち、株枯れ等により生産性が著しく低下した農地の一部（以下「生産性が低下した枝物を生産している農地」という。）について行う、部分改植を目的とした伐根、整地、排水改善、土壌改良も含むこととする。
- 4 再生面積 補助対象となる農地のうち、再生作業を実施し、枝物を栽植する農地

の面積をいう。

なお、同一の事業実施主体が次の各号のいずれかに該当する農地を再生する場合は、複数筆の再生面積の合算を認める。

- (1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの

(事業の内容)

第5 本事業は、荒廃農地等再生支援事業及び生産体制強化支援事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体又は取組主体、採択要件等についてはそれぞれ別記1及び別記2に定めるとおりとする。

(事業の推進体制)

第6 県は、市町村及び関係機関の協力を得て事業を適正に推進するものとする。

(事業の実施等)

第7 事業実施計画については、別記1及び別記2により行うものとする。

- 2 事業の着手については、原則、規則第5に定める交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。
- 3 本事業を活用するに当たっては、事業実施主体は事業内容に応じた適切な規模の施工、機械の選定をするよう努めなければならない。

(補助の対象及び補助率)

第8 知事は、荒廃農地等再生支援事業及び生産体制強化支援事業を図るために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別記1及び別記2に定めるところによる。

(流用の禁止)

第9 荒廃農地等再生支援事業及び生産体制強化支援事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第 10 事業実施主体は、規則第 4 の規定による補助金の交付申請をしようとする場合は、様式第 1 号による交付申請書を、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項で定める交付申請書の提出があった場合は、内容を確認の上、様式第 2 号により農林事務所長を経由して知事に提出するものとする。

3 第 1 項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体は、当該補助金に掛かる消費税仕入控除相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 11 事業実施主体は、当該事業実施計画書の承認を受けた日から起算して 30 日を経過する日までに、様式第 1 号により市町村長を経由して交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 12 知事は、第 10 第 1 項の規定による交付申請書の提出があった場合は、当該交付申請書について、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体には様式第 3 号により、市町村には様式第 4 号により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 13 事業実施主体は、第 10 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとする場合は、第 12 の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日までにその旨を記載し、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第 14 第 12 の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号に示す重要な変更をしようとするときは、あらかじめ様式第 5 号

により市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業の廃止
 - (3) 補助対象経費の 30%を超える増又は県補助金の増
 - (4) 補助対象経費又は県補助金の 30%を超える減
- 2 市町村長は、前項で定める変更承認申請書の提出があった場合には、当該変更承認申請書について、内容を確認の上、様式第 2 号により知事に提出するものとする。
- 3 知事は、当該変更承認申請書の変更の内容が適切と認めた場合には、事業実施主体には様式第 6 号により、市町村には様式第 4 号により通知するものとする。

(概算払い)

第 15 補助金は、事業完了後交付するものとする。

ただし、知事が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 概算払は、交付決定した金額の 90%を限度とする。
ただし、知事が交付決定金額全額を概算払する必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、第 1 項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した様式第 7 号により知事に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。

(実績報告)

第 16 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は、令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに様式第 8 号に必要な書類を添えて、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項で定める実績報告書の提出があった場合は、内容を確認の上、様式第 2 号により農林事務所長を経由して知事に提出するものとする。
- 3 第 10 第 3 項ただし書きの規定により交付申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、第 10 第 3 項に定める当該補助金に係る仕入れ消費税等仕入控除相当額が明らかになった場合、様式第 9 号により補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 10 第 3 項ただし書きの規定により交付申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に

係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17 知事は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には様式第10号により、市町村には様式第4号により通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限及び延滞金は別に定めるものとする。

（額の再確定）

第18 補助事業者は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第16に準じて提出するものとする。

2 前項の規定による経費の減額がある場合は、第17第2項及び第3項の規定を準用する。

（交付決定の取消等）

第19 知事は、第14第1項の規定による補助事業の変更の申請があった場合及び次の各号に示す場合には、第12の規定による交付決定の全部又は一部を取消、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、本事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（4）交付決定後生じた事情等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（5）各号に掲げる場合のほか、補助事業者が本事業の目的に反する行為をした場合

- 2 知事は、前項の規定による交付決定の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理等)

- 第 20 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 21 取得財産等のうち規則第 20 第 2 号の知事が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち規則第 20 第 3 号のその他知事の定めるものは、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 10 万円以上の機械及び器具であり、枝物の生産に必要な 2 件以上の機器及び器具を同時に購入し、その取得価格又は効用の増加価格の合計額が 50 万円以上になるものとする。
 - 3 規則第 20 に定める財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、一括償却資産及び少額減価償却資産の特例活用の有無に関わらず、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を準用する。
 - 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 10 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 12 の規定による交付決定通知をもって、次の各号に示す条件により知事の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(補助金の経理)

- 第22 補助事業者は、交付事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前項に定める帳簿等に加え、様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(効率的かつ適正な執行の確保)

- 第23 県は、本事業の実施に関し、必要な限度において、事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 県は、本事業の実施に関し監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認められるときには、その違反を是正するために、事業実施主体に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補則)

- 第24 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

別記1 荒廃農地等再生支援事業

第1 趣旨

規模拡大の意向のある枝物生産者及び新たに枝物の生産を希望する者を対象に、荒廃農地等の再生による枝物生産農地の確保のための取組に対して支援を行う。

第2 取組主体

本事業に取り組むことができる者は、本要綱第4第2項に定める事業実施主体とする。

第3 補助対象となる農地

本事業の補助対象となる農地は、遊休農地、荒廃農地、田（原則、事業実施前年度に水稻の作付があったものとする）、生産性が低下した枝物を生産している農地等とする。

なお、いずれも茨城県内の農地に限る。

第4 補助対象経費及び補助率

本事業において補助対象となる経費及びこれに対する補助率は、下表に定めるところによるものとする。

ただし、荒廃農地等の再生に係る市町村単独補助等を活用する場合には、市町村単独補助額と本事業の補助額の合計が事業費を超えない範囲で認めるものとする。

補助対象経費	補助率	補助額
○抜根、障害物除去、深耕、整地、その他枝物を生産する上で必要な排水対策に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託費、労務費（事業実施主体自らが再生作業を行う際に発生する労務費を含む。） ただし、客土及び盛土は補助対象外とする。	1/2 以内 (※2/3 以内)	上限 20 万円 ／10a
○再生作業と併せて行う土壌改良（有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）に必要な資材費		

※新規就農者が 50a 以上の農地を再生する場合、又はハナモモ連作障害対策技術実証試験に取り組む場合、補助率は 2/3 以内とする。

各費目の内容は下表のとおりとする。

費目	内容
資材費	再生作業に使用した機械の燃料代及びその他消耗品代、農地の土壌改良のための資材費及び緑肥作物の種子代
機械経費	自主施工の場合は機械損料、リースの場合はリース代
工事雑費	再生作業に係る保険料等
委託費	再生作業に係る委託費、再生作業によって生じた廃棄物の処分料
労務費	荒廃農地等の再生整備に係る者の人件費

第5 採択要件

- 1 事業実施主体は、次の各号に示す要件を満たすこととする。
 - (1) 事業実施主体は、再生作業を実施した農地において、収量及び品質の向上に努めながら、5年以上枝物を生産すること。

ただし、その栽植密度は、原則、県が定める花き栽培基準、又は既存産地の慣行栽培に準ずることとし、それによらない場合は、別途理由書を添えるものとする。
 - (2) 本事業の実施により、事業実施主体は、荒廃農地等を10a以上再生すること。
 - (3) 前号の再生面積の規定に満たない場合において、農業者団体が事業実施主体の場合は再生面積の合算を認めるものとする。
 - (4) 事業実施主体は、対象農地の再生作業及び栽植作業を令和7年3月31日までに完了すること。また、事業実施主体は、再生作業実施時には当該農地を耕作する権利を有していること、又は有することが見込まれること。
 - (5) 前号に定める期日までに、苗の確保が不可能である等の場合には、苗の発注をもって事業完了とすることを認める。

ただし、その事業実施主体は、令和8年3月31日までに栽植作業を完了することとする。
 - (6) 農地の所有者と事業実施主体が異なる場合は、事業実施主体は農地中間管理機構を通じた原則10年以上の貸借権の設定により、当該農地を耕作する権利を有していること、又は有することが見込まれること。
- 2 採択にあたっては、当該事業実施計画書を知事が別に定める日までに提出した事業実施主体のうち、次の各号に示す優先順に、事業予算額に達するまで採択するものとする。
 - (1) 新たに生産する品目が花桃である者。
 - (2) 新たに生産する品目が花桃以外の品目であり、再生面積が多い者。
 - (3) 品目及び面積が同じ場合は、申請した補助金額が低い者。

第6 事業の実施手続等

- 1 実施手続
 - (1) 事業実施主体は、令和6年12月31日までに様式第12号により事業実施計画書を作成し、市町村長を経由して知事に提出するものとする。

なお、事業実施計画書の作成にあたっては、市町村に事前相談するものとする。
 - (2) 市町村長は、前号の事業実施計画書の提出があった場合には、当該事業実施計画書について、荒廃農地等の地番や面積等を確認の上、様式第13号により知事に提出するものとする。
 - (3) 農林事務所長は、前号の事業実施計画書の提出があった場合には、様式第14号

の荒廃農地等再生支援事業実施計画書補助簿に当該事業実施計画書に記載している事業費や面積等を記入し、当該事業実施計画書と補助簿の補助額が一致するか確認の上、当該事業実施計画書に添えて、知事に提出するものとする。

(4) 知事は、当該事業実施計画書の内容が第5に定める採択要件に適合すると認められた場合には、事業実施主体には様式第15号により、市町村には様式第16号により通知するものとする。

(5) 事業実施計画の重要な変更については、要綱第14の規定及び第1号から第4号までに準じて手続を行うものとする。

なお、重要な変更とは以下のアからエまでのとおりとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業の中止又は廃止

ウ 補助対象経費の30%を超える増又は県補助金の増

エ 補助対象経費又は県補助金の30%を超える減

第7 補助金の交付決定

補助金の交付申請及び交付決定は、本要綱第10から第12までに定めるところによるものとする。

第8 事業完了の報告等

- 1 事業実施主体は、様式第8号により市町村長を経由して事業完了の報告をすることとする。
- 2 農林事務所長は、実績報告書が提出された場合には、速やかに現地確認を行うものとする。
- 3 第5第1項第5号の規定により、苗の発注をもって事業完了とする補助事業者は、令和8年3月31日までに栽植作業を完了し、様式第8号により市町村長を経由して知事に報告することとする。

第9 補助金の額の確定

補助金の額の確定は、本要綱第17に定めるところによるものとする。

第10 留意事項

- 1 事業実施主体は、原則5年以上枝物を生産しなければならない。
ただし、次の各号に示すいずれかに該当する旨の届出があった場合は、事業の中止又は事業対象農地の変更を認める。
 - (1) 豪雨、地震等の自然災害により、枝物の生産が困難である場合。
 - (2) 枝物の市場価格の大幅下落等により、他の高収益な品目へ転換する場合。

ただし、可能な限り別の枝物の品目へ転換するよう努めること。

(3) 枝物の生育に支障が生じ、生産継続が困難となった場合。

ただし、改植が可能な場合は、改植により生産維持に努めるものとする。

(4) 事業実施主体において、農業者本人の死亡及び高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気、その他これらに類する事由により枝物生産の継続が困難である場合。

(5) 事業実施主体において、農業者等の組織する団体の構成員が死亡したこと等により、団体として枝物の生産の継続が困難である場合。

(6) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）等に基づき収用若しくは使用を受けた場合、又は同法第 3 の「土地を収用し、又は使用することができる事業」の要請により任意に売り渡し、若しくは使用させた場合。

(7) 地権者の意向により、再生作業を実施した農地の貸借契約を解約し、枝物生産が継続できなくなった場合。

(8) 各号に掲げる場合のほか、事業実施主体の責めに帰さない事由により、枝物の生産が困難である場合。

2 事業実施主体は、前項に掲げる要件に該当する場合は、様式第 17 号による申請書を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項による事業実施主体からの申請が適当であると認める場合は、様式第 18 号により事業実施主体に通知するものとする。

4 荒廃農地等を外部業者に委託して再生する場合は、業者選定について、一般競争入札または 3 者以上の見積を原則とする。

5 事業実施主体は、自主施工により再生作業を実施する場合は、農林水産省で定める土地改良工事積算基準、経済産業省資源エネルギー庁で定める石油製品価格調査、県で定める機械損料単価及び労務単価等により算出するものとする。

別記2 生産体制強化支援事業

第1 趣旨

生産農地の拡大に伴って増加する労力の削減に向けた機械類の導入に関して支援を行う。

第2 取組主体

本事業に取組むことができる者は、要綱第4第2項に定める事業実施主体であり、かつ、別記1に定める荒廃農地等再生支援事業の事業を活用する事業実施主体とする。

第3 補助対象経費の範囲

この事業において補助対象となる経費は、以下に示す機械類の導入に係る本体価格であって、次の基準を満たすものとする。

ただし、導入する機械類は労力削減に資するものとする。

- ・除草作業に係る機械類（乗用草刈機、ハンマーナイフモア等）
- ・薬剤散布作業に係る機械類（ドローン、スピードスプレーヤー等）
- ・剪定枝処理作業に係る機械類（チップパー等）
- ・出荷調整作業に係る機械類（結束機等）
- ・その他枝物生産に係る機械類

(1) 原則、本体価格が15万円以上の機械類とする。

ただし、導入する機械類のアタッチメント、バッテリー等で本体価格が15万円に満たない場合、他に導入する機械類と一体となって効果を発揮する場合に限り対象とする。

(2) 原則、新品であること。

ただし、既存の機械類の有効利用の観点及び地域の実情から見て適当と認められる場合は、中古機械の利用によるものを含むことができる。

なお、この場合、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の機械とする。

(3) 事業実施年度内に導入が完了する機械類であること。

2 既存機械の更新にかかる経費は補助対象経費に含めない。

なお、これ以外で疑義が生じた場合には、産地振興課と協議するものとする。

第4 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は、別記2第3に定める機械購入に係る本体価格とし、補助率は1/2

以内とする。

なお、1つの事業実施主体に交付する補助金の上限は、その構成人数によらず150万円までとする。

第5 採択要件

- 1 事業実施主体は、事業実施年度に別記1に定める荒廃農地等再生支援事業を活用する者に限るものとする。
- 2 採択にあたっては、別記1第5第2項の規定に準じて採択するものとする。

第6 事業の実施手続等

事業の実施手続は、別記1第6に定めるところによるものとし、原則、荒廃農地等再生支援事業の手続と併せて行うものとする。

第7 補助金の交付決定

補助金の交付申請及び交付決定は、本要綱第10から第12までに定めるところによるものとする。

第8 事業完了の報告

- 1 事業実施主体は、様式第8号により市町村長を経由して事業完了の報告をすることとする。
- 2 本事業の実績報告は、同一の事業実施年度に実施する荒廃農地等再生支援事業の交付決定を得てから行うものとし、原則、荒廃農地等再生支援事業の事業完了の報告と併せて行うものとする。
- 3 農林事務所長は、実績報告書が提出された場合には、速やかに現地確認を行うものとする。

第9 補助金の額の確定

補助金の額の確定は、本要綱第18に定めるところによるものとする。

第10 留意事項

- 1 業者選定について、一般競争入札又は3者以上の見積もりを原則とする。
なお、中古の機械導入等3者以上の見積もりが困難と認められる場合には、2者以下の見積もりも可能とする。
- 2 機械の能力及び規模は、事業実施主体の枝物生産面積（既に枝物を生産している面積を含む。）、生産及び出荷数量等を勘案して決定する。また、茨城県特定高性能農業機械導入指針で定める機械については、利用下限面積を上回ることを目安

とする（算出においては既存機械も考慮すること）。

- 3 事業実施主体は、機械の効率的利用が図られるよう、利用管理等に関する規定を定め、利用計画を策定するとともに、作業日誌、利用簿等必要な帳簿を備えておくものとする。
- 4 本事業を活用して導入した機械には、事業名、実施年度及び事業実施主体を明記するものとする。

付 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する